

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）について

学割証については、下記の『学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領』のとおり定められています。また、『学割証の取扱に関するQ & A』も併せて参照ください。

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の発行にあたっては、以下のとおり扱いますので、お願いします。

1. 学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領（抜粋）

1 制度の趣旨

学割証は、割当枚数の範囲内で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものでなく、**修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的**としたものである。

2 使用目的の範囲

使用目的の範囲は、制度の趣旨に鑑み、学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限る。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

2. 学割証の取扱に関するQ & A（抜粋） [平成20年12月日本学生支援機構学生生活部]

Q1：学割証とは？

旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の**営業キロで100キロメートルを超える区間**を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

Q2：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）

3. 申し込みについて

本校（事務室）まで、別紙「学割申込書」にご記入、ご捺印いただき提出してください。なお、発行手続きの関係から**学割証の使用日の約1週間前の提出**をお願いします。

また、夏季・冬季・春季長期休業期間中のお申し込みは余裕を持ってお願いします。

申込書は事務室でお渡しします。なお、本校ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。